

原告184

1 認定事実

原告184は、昭和27年に福岡市で出生し、現在は原告解放同盟福岡市協議会執行委員を務めている。

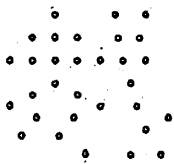
原告184の現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告184は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

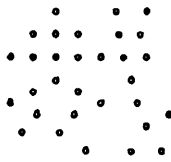
(甲272, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告184は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙487)によれば、原告184は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告184の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告184のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告184は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告184の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告184が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告185

1 認定事実

原告185は、昭和24年に福岡県直方市で出生した。

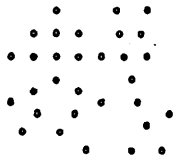
原告185の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告185は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲273, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告185は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告185は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、電話番号については、証拠(乙488)によれば、原告185が直方市議会議員として自らインターネット上に公開していたものと認められるから、これが本件人物一覧により公開されても、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告185の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告186

1 認定事実

原告186は、昭和21年に福岡県久留米市で出生し、現在は原告解放同盟筑後地区協議会委員長を務めている。

原告186の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告186は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲145, 344)

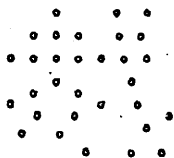
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告186は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

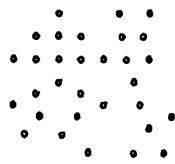
他方、証拠(乙343, 485, 505, 664)によれば、原告186は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行うなどし、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告186の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告186のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告186は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告186の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告186が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告187

1 認定事実

原告187は、昭和24年に福岡県で出生し、現在は原告解放同盟福岡県連合会副委員長を務めている。

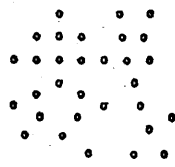
原告187の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告187は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、所属県連合会、住所及び電話番号を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

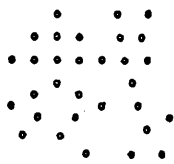
(甲274, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告187は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙489, 644)によれば、原告187が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告187の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告187のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告187は、本件人物一覧に原告解放同盟における所属県連合会名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告187の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告187が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告188

1 認定事実

原告188は、昭和15年に福岡県飯塚市で出生した。

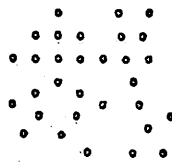
原告188の前住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告188は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

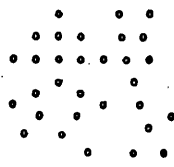
(甲275, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告188は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙489, 490)によれば、原告188が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告188の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告188は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告188の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告188が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告189

1 認定事実

原告189は、昭和28年に福岡県柳川市で出生した。

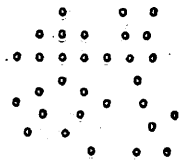
原告189の現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告189は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

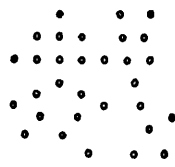
(甲276, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告189は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙343, 484, 491, 643, 664)によれば、原告189は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行うなどし、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその軽視の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告189の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告189のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告189は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告189の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告189が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告190

1 認定事実

原告190は、昭和43年に福岡市で出生した。

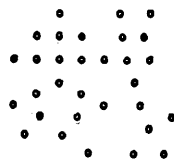
原告190の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告190は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（市の名称に誤りがあるもの）及び電話番号を掲載された。

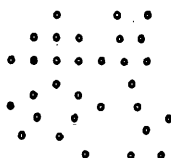
(甲277, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告190は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙492）によれば、原告190は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、電子化された定期刊行物内の紹介文中に掲載されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告190の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告190のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告190は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（住所は市の名称に誤りがあるが、区以下の記載は現住所と合致し、電話番号の市外局番と併せると、原告190の現住所と同一のものであると容易に理解できるものであるから、上記の認定判断を左右するものではない。）。



(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により, 原告190の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は, 原告190が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして, 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告191

1 認定事実

原告191は、昭和15年に大阪市で出生した。

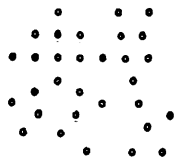
原告191の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告191は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に、氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

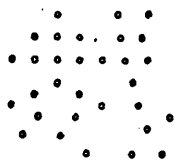
(甲278, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告191は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙493, 650)によれば、原告191は部落解放運動に参加していることを自ら明らかにして部落解放運動に関する書籍を出版し、これをインターネット上でも販売しており、さらに、自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして、原告解放同盟関係者以外の者を対象とした研修に講師として参加したと認められ、これによれば原告191が原告解放同盟に所属していることは既に一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告191の現住所及び現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られていると推認される。そうすると、本件地域一覧の公表により、原告191のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告191は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、原告解放同盟における役職については、前記(1)説示のとおり、原告191が原告解放同盟に所属していることが推認される以上、この点が公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。



(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告191の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告191が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告 192

1 認定事実

原告 192 は、昭和 48 年に福岡県で出生した。

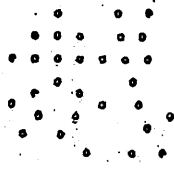
原告 192 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

原告 192 は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

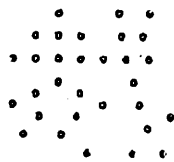
(甲 332, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 192 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 494, 665）によれば、原告 192 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 192 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告 192 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 192 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 192 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 192 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万 5 000 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁



護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 193

1 認定事実

原告 193 は、昭和 53 年に福岡市で出生した。

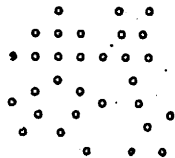
原告 193 の現住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 193 は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし市までの記載しかないもの）を掲載された。

(甲 279, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 193 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠（乙 494, 665）によれば、原告 193 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 193 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告 193 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 193 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。ただし、住所の記載は市までしかなく特定として不十分であるから、これが公開されても、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 193 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 193 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。